

学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ

令和元年12月12日一部改正

平成31年 2月28日

大学院栄養生命科学教育部教授会

成績評価の正確性を担保するため、栄養生命科学教育部学生からの成績評価等に関する申し立てがあった場合について、下記のとおり対応する。

1 成績評価担当教員及び第一教務係（大学院担当）による受付並びに訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は、成績を通知または掲示した日から1週間以内に、成績評価担当教員又は、第一教務係（大学院担当）（以下、「教務係」という。）に申し出る。学生から教務係に申し出があった場合、教務係は成績評価担当教員に報告し、確認を依頼する。成績評価担当教員は、学生の答案、レポート等の資料、教務係に提出した成績資料、学生の成績表の確認を行い、成績の訂正等の必要が生じた場合は、教務係へ様式1をもって報告する。教務係は、成績評価担当教員の報告に基づいて成績データをチェックし、成績の訂正等の措置の記憶を様式1に記載して残すこととする。

2 教育・研究委員会委員による相談

成績評価等の疑義に関する問題が成績評価担当教員との協議では解消しない場合は、学生又は成績評価担当教員が教育・研究委員会委員に報告する。教務係に申し立てがあった場合は、教務係が教育・研究委員会委員に報告する。報告を受けた教育・研究委員会委員は相談と調停を行う。ただし、成績評価担当教員が教育・研究委員会委員である場合は、教育部長がこれを代行する。教育・研究委員会委員（教育部長）は、成績評価担当教員及び学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、教務係へ経緯記録とともに様式1をもって報告するものとする。

3 教育・研究委員会による決定

前項でなお解決しない場合は、教育・研究委員会委員（教育部長）は教育・研究委員会に諮り、問題解決のための審議を通じて対応を決定する。この場合の経過は、教育・研究委員会の記録として保管することとする。成績の訂正等の必要が生じた場合は、教務係へ経過記録とともに様式1をもって報告することとする。

4 上記の措置において、問題等が生じた場合は教育部長と協議することとする。